

令和3年第4回竹原市議会定例会議事日程 第4号

令和3年12月3日(金) 午前10時開議

会議に付した事件

- 日程第 1 議案第57号 竹原市生活改善センター設置及び管理条例を廃止する条例案(総務文教委員会)
- 日程第 2 議案第64号 令和3年度竹原市一般会計補正予算(第9号)(総務文教委員会)
- 日程第 3 議案第65号 令和3年度竹原市一般会計補正予算(第10号)(総務文教委員会)
- 日程第 4 議案第67号 令和3年度竹原市下水道事業会計補正予算(第2号)(総務文教委員会)
- 日程第 5 議案第58号 竹原市国民健康保険条例の一部を改正する条例案(民生都市建設委員会)
- 日程第 6 議案第59号 竹原市コミュニテイ集会所設置及び管理条例の一部を改正する条例案(民生都市建設委員会)
- 日程第 7 議案第60号 竹原市漁港管理条例の一部を改正する条例案(民生都市建設委員会)
- 日程第 8 議案第61号 竹原市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案(民生都市建設委員会)
- 日程第 9 議案第62号 竹原市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案(民生都市建設委員会)
- 日程第10 議案第63号 竹原市地域交流センター条例の一部を改正する条例案(民生都市建設委員会)
- 日程第11 議案第66号 令和3年度竹原市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)(民生都市建設委員会)
- 日程第12 議員派遣について
- 日程第13 閉会中継続審査(調査)について(2常任委員会)

令和3年12月3日開議

(令和3年12月3日)

議席順	氏 名	出 欠
1	下 垣 内 和 春	出 席
2	今 田 佳 男	出 席
3	竹 橋 和 彦	出 席
4	山 元 経 穂	出 席
—	—	—
6	堀 越 賢 二	出 席
7	川 本 円	出 席
8	井 上 美 津 子	出 席
9	大 川 弘 雄	出 席
10	道 法 知 江	出 席
11	宮 原 忠 行	出 席
12	吉 田 基	出 席
13	宇 野 武 則	出 席
14	松 本 進	出 席

職務のため議場に出席した者は、下記のとおりである

議会事務局長 笹原章弘

議会事務局係長 矢口尚士

説明のため議場に参加した者は、下記のとおりである

職 名	氏 名	出 欠
市 長	今 榮 敏 彦	出 席
副 市 長	新 谷 昭 夫	出 席
教 育 長	高 田 英 弘	出 席
総 務 企 画 部 長	平 田 康 宏	出 席
市 民 福 祉 部 長	塚 原 一 俊	出 席
建 設 部 長	梶 村 隆 穂	出 席
教育委員会教育次長	沖 本 太	出 席
公 営 企 業 部 長	大 田 哲 也	出 席

午前10時00分 開議

議長（大川弘雄君） おはようございます。

ただいまの出席議員は13名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

お手元に議事日程第4号を配付いたしております。この日程のとおり会議を進めます。

日程第1～日程第4

議長（大川弘雄君） 日程第1，議案第57号竹原市生活改善センター設置及び管理条例を廃止する条例案から日程第4，議案第67号令和3年度竹原市下水道事業会計補正予算（第2号）までの4件を一括議題といたします。

本件は、総務文教常任委員会に付託となっていたものであります。よって、委員長の報告を求めます。

2番今田佳男総務文教常任委員会委員長。

総務文教常任委員会委員長（今田佳男君） それでは、委員長報告をさせていただきます。

総務文教常任委員会には、議案第57号竹原市生活改善センター設置及び管理条例を廃止する条例案，議案第64号令和3年度竹原市一般会計補正予算（第9号），議案第65号令和3年度竹原市一般会計補正予算（第10号），議案第67号令和3年度竹原市下水道事業会計補正予算（第2号）の4議案が付託されました。

議案第57号竹原市生活改善センター設置及び管理条例を廃止する条例案については、生活改善センター廃止と公共施設等総合管理計画との関連を問う質疑があり、施設の有効活用が大切であると考えており、計画を進めてまいりますとの答弁がありました。

議案第64号令和3年度竹原市一般会計補正予算（第9号）では、庁舎移転事業測量設計委託料1億5,000万円について、商工会議所との交渉状況を問う質疑があり、商工会議所は移転に関する委員会を設置して移転の検討をされており、今後も常に情報を共有しながら取り組んでまいります。また、有利な起債である緊急防災・減災事業債による予算的裏づけをするということで、今回測量設計委託料を補正予算として計上しましたとの答弁がありました。

審査の結果、議案第57号竹原市生活改善センター設置及び管理条例を廃止する条例案は賛成多数、議案第64号令和3年度竹原市一般会計補正予算（第9号）は全会一致、議

案第 6 5 号令和 3 年度竹原市一般会計補正予算（第 1 0 号）は全会一致，議案第 6 7 号令和 3 年度竹原市下水道事業会計補正予算（第 2 号）は全会一致で原案可決となりました。

以上で委員長報告を終わります。

議長（大川弘雄君） 報告が終わりました。

これより委員長報告に対する一括質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大川弘雄君） これをもって質疑を終結いたします。

これより順次討論，採決いたします。

まず，議案第 5 7 号竹原市生活改善センター設置及び管理条例を廃止する条例案，本案に対する委員長報告は原案可決であります。

これより討論に入ります。

通告がありますので，順次発言を許します。

まず，1 4 番松本進議員。

1 4 番（松本 進君） 私は，議案第 5 7 号，仁賀，田万里の生活改善センターを廃止する条例案に反対したいと思います。

生活改善センターの設置目的は，条例第 1 条に定めるように地域住民の社会生活及び生産機能の向上に役立てるためであります。この役割や住民のニーズが終了したものではありません。両施設の廃止に伴うコスト削減は約 3 3 万円との説明ですが，生活改善センターの廃止は行政が果たすべき重要な仕事である地域のにぎわいの創出や人口減少の防止に逆行するものだと考えます。

以上の反対理由で，私は議案第 5 7 号に反対をいたします。

議長（大川弘雄君） 次に，8 番井上美津子議員。

8 番（井上美津子君） 私は，議案第 5 7 号に賛成討論で参加いたします。

この議案は，市内にある 2 つの生活改善センターを廃止するものですが，仁賀生活改善センターは併設されている仁賀地域交流センターの一部として利用することとされております。また，田万里生活改善センターは地域団体等に貸付けて利用することとされております。その結果，条例上規定することが不要となったため廃止するもので，地域のニーズに合わせて各施設をより効率的に利用できる形態となり，今後も利用促進が図られると考

えられることから、議案第57号に賛成いたします。

議長（大川弘雄君） 以上で通告による討論は終わりました。

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大川弘雄君） これをもって討論を終結いたします。

これより起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（大川弘雄君） 確定いたしましたので、着席を願います。

採決の結果、起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第64号令和3年度竹原市一般会計補正予算（第9号）、本案に対する委員長報告は原案可決であります。

これより討論に入ります。

通告がありますので、発言を許します。

13番宇野武則議員。

13番（宇野武則君） 議案第64号に反対の立場で討論に参加いたします。

本案提案の理由は、現広島県合同庁舎3階に所有権を有する竹原商工会議所です。竹原市は、本年9月に移転を要望と伺っておりますが、商工会議所常議員会は意見が噴出し結論に至らず、新たに検討委員会を設置され、鋭意努力されている最中と伺っております。10月30日も検討委員会は開催されたと伺っておりますが、市からの要請もなく、何ら進展もなかったと伺っております。現在、候補地は1か所のみであります。最終的に移転議論がまとまらなかった場合、設計費1億5,000万円は宙に浮くこととなりますが、私は商工会議所の検討委員会の最終結論を確認の上、議案第64号を提出されることが行政の常道と思いますが、このことを強く指摘し本案に反対いたします。

議長（大川弘雄君） 以上で通告による討論は終わりました。

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大川弘雄君） これをもって討論を終結いたします。

これより起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

議長（大川弘雄君） 確定いたしましたので、着席を願います。

採決の結果、起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第65号令和3年度竹原市一般会計補正予算（第10号）、本案に対する委員長報告は原案可決であります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議長（大川弘雄君） これをもって討論を終結いたします。

これより起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

議長（大川弘雄君） 確定いたしましたので、着席を願います。

採決の結果、起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第67号令和3年度竹原市下水道事業会計補正予算（第2号）、本案に対する委員長報告は原案可決であります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議長（大川弘雄君） これをもって討論を終結いたします。

これより起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

議長（大川弘雄君） 確定いたしましたので、着席を願います。

採決の結果、起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第5～日程第11

議長（大川弘雄君） 日程第5、議案第58号竹原市国民健康保険条例の一部を改正する条例案から日程第11、議案第66号令和3年度竹原市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）までの7件を一括議題といたします。

本件は民生都市建設常任委員会に付託となっていたものであります。よって、委員長の報告を求めます。

3 番竹橋和彦民生都市建設常任委員会委員長。

民生都市建設常任委員会委員長（竹橋和彦君） それでは、委員長報告をさせていただきます。

当委員会に付託された議案は、議案第58号竹原市国民健康保険条例の一部を改正する条例案、議案第59号竹原市コミュニティ集会所設置及び管理条例の一部を改正する条例案、議案第60号竹原市漁港管理条例の一部を改正する条例案、議案第61号竹原市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案、議案第62号竹原市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案、議案第63号竹原市地域交流センター条例の一部を改正する条例案、議案第66号令和3年度竹原市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）であります。

慎重審議の上、条例改正議案6議案、特別会計補正予算1議案の計7議案、全会一致で原案のとおり可決されたものです。

以上、委員長報告といたします。

議長（大川弘雄君） 報告が終わりました。

これより委員長報告に対する一括質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大川弘雄君） これをもって質疑を終結いたします。

これより順次討論、採決いたします。

議案第58号竹原市国民健康保険条例の一部を改正する条例案、本案に対する委員長報告は原案可決であります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大川弘雄君） これをもって討論を終結いたします。

これより起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

議長（大川弘雄君） 確定いたしましたので、着席を願います。

採決の結果、起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第59号竹原市コミュニティ集会所設置及び管理条例の一部を改正する条例案、本案に対する委員長報告は原案可決であります。

これより討論に入ります。

通告がありますので、発言を許します。

14番松本進議員。

14番（松本 進君） 私は、議案第59号竹原市コミュニティ集会所等を廃止する条例案に反対します。

この条例案は、竹原西、忠海、吉名、大乘など市内5か所のコミュニティ集会所等を廃止する内容であります。この施設の設置目的は、同条例第1条に、地域の日常生活に密着したコミュニティ活動を通じて地域住民の連帯と参加の意識を高め、地域に根差した豊かな人間形成の確立を図るためとなっています。この施設の役割の重要性は高まりこそすれ、設置目的が終了しているわけではありません。コスト削減効果は、指定管理料の削減が約27万円という報告です。この施設の廃止に伴うコスト削減効果よりも地域のコミュニティ活動の創出による地域のにぎわい活性化の喪失が大きいのではないのでしょうか。

以上が議案第59号に対する私の反対討論といたします。

議長（大川弘雄君） 以上で通告による討論は終わりました。

ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議長（大川弘雄君） これをもって討論を終結いたします。

これより起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

議長（大川弘雄君） 確定いたしましたので、着席を願います。

採決の結果、起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第60号竹原市漁港管理条例の一部を改正する条例案、本案に対する委員長報告は原案可決であります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大川弘雄君） これをもって討論を終結いたします。

これより起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（大川弘雄君） 確定いたしましたので、着席を願います。

採決の結果、起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第61号竹原市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案、本案に対する委員長報告は原案可決であります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大川弘雄君） これをもって討論を終結いたします。

これより起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（大川弘雄君） 確定いたしましたので、着席を願います。

採決の結果、起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第62号竹原市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案、本案に対する委員長報告は原案可決であります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大川弘雄君） これをもって討論を終結いたします。

これより起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（大川弘雄君） 確定いたしましたので、着席を願います。

採決の結果、起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第63号竹原市地域交流センター条例の一部を改正する条例案、本案に対する委員長報告は原案可決であります。

これより討論に入ります。

通告がありますので、発言を許します。

14番松本進議員。

14番（松本 進君） 私は、議案第63号の地域交流センターの使用料を改定する条例案に反対したいと思います。

この条例案は、さきの議案第57号の生活改善センターと議案第59号のコミュニティ集会所の両施設の廃止に伴うものであります。2議案の同様の趣旨で、この議案にも反対したいと思います。

議長（大川弘雄君） 以上で通告による討論は終わりました。

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大川弘雄君） これをもって討論を終結いたします。

これより起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（大川弘雄君） 確定いたしましたので、着席を願います。

採決の結果、起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第66号令和3年度竹原市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）、本案に対する委員長報告は原案可決であります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大川弘雄君） これをもって討論を終結いたします。

これより起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（大川弘雄君） 確定いたしましたので、着席を願います。

採決の結果、起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 1 2

議長（大川弘雄君） 日程第 1 2，議員派遣についてを議題といたします。

お諮りいたします。

質疑，討論を省略して，お手元に配付しておりますとおり，議員派遣については竹原市議会会議規則第 1 6 7 条の規定により決定いたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大川弘雄君） 御異議なしと認めます。よって，議員派遣については別紙のとおり決定いたしました。

なお，閉会中に緊急を要する場合は，議長において議員の派遣を決定いたしますので，御了承願います。

日程第 1 3

議長（大川弘雄君） 日程第 1 3，閉会中継続審査（調査）についてを議題といたします。

お手元に配付いたしておりますとおり，各常任委員会委員長から，会議規則第 1 1 1 条の規定に基づき閉会中の継続審査，調査の申出がありました。

お諮りいたします。

それぞれの委員長から申出のとおり，閉会中の継続審査，調査とすることにいたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大川弘雄君） 御異議なしと認めます。よって，それぞれの委員長から申出のとおり，閉会中の継続審査，調査とすることに決しました。

お諮りいたします。

議決されました各案件につきましては，その条項，字句，数字，その他の整理を要するものにつきましては，その整理を議長に御一任願いたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大川弘雄君） 御異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

以上をもって今期定例会に付議された案件は全て議了いたしました。

ここで、市長より発言の申出がありましたので、これを許可いたします。

市長。

市長（今榮敏彦君） 一言御挨拶を申し上げます。

議員各位におかれましては、本定例会に提案させていただきました議案につきまして、全て滞りなく議了賜りましたことに対し、厚く御礼を申し上げます。

さて、私が市長に就任した平成30年1月から来月で4年の任期が満了を迎えることとなりますが、この間振り返りますと、市制施行60周年や名誉市民である今井政之先生の文化勲章受章のほか、天皇陛下の御即位と令和への改元、東京オリンピック・パラリンピックの開催など多くの記念すべき出来事もございましたが、平成30年7月豪雨災害と今夏の大雨災害の発生、さらには新型コロナウイルスの感染拡大という未曾有の困難に直面し、これらへの対応が大きな課題となりました。

しかしながら、豪雨災害では、御家族や住居を失うなどの甚大な被害を受けながら、地域の再生に向けて復旧・復興に取り組まれる市民や関係者の皆様のひたむきな姿をはじめ、災害直後からボランティアとして市内外から駆けつけられた皆様や、被災者のために浄財を寄附していただいた皆様の優しさやぬくもりにも触れました。また、新型コロナウイルス感染拡大の中では、医療、介護従事者などの皆様が感染のリスクを背負いながら献身的な市民生活を支えられるとともに、市民、事業者の皆様には国や県の外出、営業自粛等の要請に一致団結して協力いただきました。

さらに、コロナ禍にありながら、本市在住や本市出身の方々がパラリンピックや全国レベルのスポーツ大会に出場され、輝かしい成績で被災者を励まされるとともに、地域活動の各分野では叙勲や国からの表彰を受けられた方々が、努力を積み重ねることの大切さを示されました。

こうした個人や団体事業者の皆様に対して、感謝の念とともに、困難の中を照らす希望の光を見いだしながら、豪雨災害からの復旧・復興や新型コロナウイルスへの対応、さらには将来都市像の実現に向けた取組に力を注いでまいりましたが、議員各位の御支援、御協力のおかげにより、今日までの4年間を全力で走り抜くことができたと考えております。本日、任期中最後の定例会を終わるに当たり、改めて感謝申し上げます。

本年も残すところあと僅かとなりましたが、寒さも一段と厳しくなっておりますので

で、一層御自愛の上、健やかな新年を迎えていただきますよう祈念申し上げまして、御挨拶とさせていただきます。誠にありがとうございました。

議長（大川弘雄君） 閉会に当たり、一言御挨拶申し上げます。

年末を控え、緊急な案件がない限り、本日をもって納めの議会となりました。

去る11月24日に開会し、今期定例会に付議された案件は、議員各位の熱心な御審議によりまして全て議了し、閉会の運びとなりました。議員の皆様はもとより、執行部各位に対して厚く御礼申し上げます。

顧みますと、本年も激動の1年でございました。本市におきましては、平成30年7月豪雨災害からの復旧・復興に全市一丸となって取り組んでいる中で発生した本年7月及び8月の大雨災害では、人的被害はなかったものの床上、床下浸水等家屋被害、市内全域にわたる道路、河川、農地、農業用施設等への被害、一部地域では断水などが発生しました。また、新型コロナウイルス感染症についても、デルタ株の影響などにより8月から9月にかけて本市を含めた県内でも新規感染者が急増し、2回目の緊急事態宣言が発令されるなど、昨年引き続き感染症対策に翻弄された1年であったかと思えます。幸い、ワクチン接種の取組を推進したことなどにより、新規感染者数は全国的に減少し、収束に向かいつつありますが、引き続きマスクの着用、小まめな手洗いや換気など基本的な感染症対策の徹底に努めていただきたいと思います。

これから、多くの方々と交流の場である年末年始を迎えるわけですが、先ほど申し上げました感染症対策の徹底を図った上での行動をお願いし、明るい年を迎えることができるよう切に願っております。

我々議会におきましても、市民の命を守り、豊かな竹原市再生のため、理事者側と共に一丸となり全力を尽くしてまいりたいと思っておりますので、市民の皆様方の御理解、御協力をお願い申し上げます。

最後になりましたが、いよいよ厳寒に向かいます折から、皆様御健康には十分御留意の上、輝かしい新年を迎えられますよう心から祈念申し上げまして、閉会の御挨拶とさせていただきます。

これをもって令和3年第4回竹原市議会定例会を閉会いたします。

午前10時31分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和 年 月 日

竹原市議会議長

竹原市議会副議長

竹原市議会議員

竹原市議会議員